

# ● ご存じですか!?食品の表示制度

## ●消費者の商品選択に資する食品の品質表示

食品表示は、JAS法という表示制度により、消費者が的確に商品選択ができるよう、全ての飲食物品に表示のルールが決められています。

生鮮食品には「名称」と「原産地」が、加工食品には「名称」「原材料名」「原料原産地名」「内容量」「賞味期限」「保存方法」「製造業者の名称及び住所」等の表示が義務化されています。



ほうれんそう  
(愛知県産)



名称
原材料名
内容量
賞味期限
保存方法
製造者



めばちまぐろ刺身(解凍)  
韓国産(北太平洋)

## ●食品表示制度の普及・啓発に向けた取組み



親子に食品表示の説明をする職員

食品表示への理解を深めるため、事業者や消費者からの要請を受け、食品の表示制度やルールについての講習会を実施しています。

また、幅広い人々に食品表示に関心を持っていただくため、一般公募した親子を対象として、実際の食品売り場で、食品表示の間違いを探し出す「親子食品表示パトロール隊」を東海3県で実施しています。

## ●表示情報受付窓と食品表示の監視

食品表示110番を設け食品表示に対する疑問やご意見等のお問い合わせに対応するとともに、県、警察本部等の関係機関と食品表示監視協議会を組織して情報の共有化を図り、不適正表示については厳正に対応することとしています。

## 食品表示110番

食品の表示に関する  
お問い合わせは



東海農政局 052-223-4618  
 岐阜農政事務所 058-271-4044  
 三重農政事務所 059-228-3153